奄美市笠利地区新設認定こども園整備事業

モニタリング措置要領

令和５年12月

奄美市

－　目　次　－

[第１　モニタリング措置要領の位置付け 1](#_Toc151577904)

[第２　モニタリングに関する基本的な考え方 2](#_Toc151577905)

[１　モニタリングの目的 2](#_Toc151577906)

[２　モニタリング計画の作成 2](#_Toc151577907)

[３　モニタリングの対象 2](#_Toc151577908)

[４　モニタリングの実施体制 3](#_Toc151577909)

[５　モニタリングの費用負担 3](#_Toc151577910)

[第３　設計・工事監理・施工業務のモニタリング 4](#_Toc151577911)

[１　モニタリングの基本的な考え方 4](#_Toc151577912)

[２　モニタリングの方法 4](#_Toc151577913)

[３　モニタリングの手順・内容 5](#_Toc151577914)

[４　要求水準を満たしていない場合の措置 7](#_Toc151577915)

第１　モニタリング措置要領の位置付け

本モニタリング措置要領は，奄美市笠利地区新設認定こども園整備事業（以下「本事業」という。）の事業期間中，選定された事業者が，本事業の事業契約に定められた業務の要求水準を安定的に充足できていること（以下「事業契約等の履行」という。）を確認するため，奄美市（以下「市」という。）が行うモニタリングについて，基本的な考え方及び内容を示すものである。

第２　モニタリングに関する基本的な考え方

１　モニタリングの目的

市は，本事業期間中，【共同事業体名称】（以下「事業者」という。）が「工事請負契約書（設計・施工一括発注方式）」に定められた業務を確実に遂行し，かつ，要求水準を達成していることを確認するため，モニタリングを実施する。

２　モニタリング計画の作成

事業者は，事業契約締結後に，事業契約書及び本モニタリング措置要領に基づき，市と協議の上，市が行うモニタリングと事業者が行うセルフモニタリングを含めた事業全体のモニタリング計画（モニタリングの時期，内容，実施体制，手順，評価方法等）を作成し，市の確認を受けるものとする。

３　モニタリングの対象

モニタリングの対象は，以下のとおりとする。

（１）設計業務

①　事前調査及び関連業務

②　基本・実施設計関連業務

③　積算業務

（２）工事監理業務

（３）施工業務

①　事前調査

②　工事関連業務

４　モニタリングの実施体制

モニタリングは，(１)事業者によるセルフモニタリング，(２)市によるモニタリングで構成されるものとする。

（１）事業者によるセルフモニタリング

事業者は，モニタリング計画に基づき，自らの業務が要求水準を達成しているか確認を行うセルフモニタリングを実施する。

（２）市によるモニタリング

市は，事業者によるセルフモニタリングの結果を踏まえ，事業者から提出された書類等をもとにモニタリングを行う。また，事業者から提出された書類等に記載された事項が事実行為として行われているかについて，随時に事業者に報告を求め，又は調査を行うことができるものとする。

①事業者による

セルフモニタリング

②市による

モニタリング

結果報告

事業者

（セルフモニタリング実施）

市

５　モニタリングの費用負担

市が実施するモニタリングに係る費用のうち，市に生じる費用は市の負担とし，その他の費用は事業者の負担とする。

第３　設計・工事監理・施工業務のモニタリング

１　モニタリングの基本的な考え方

市は，事業者が行う設計・工事監理・施工業務の事業契約等の履行状況についてモニタリングし，要求水準書等に定められた業務を確実に遂行しているかについて確認する。

モニタリングは，事業者が要求水準書等に基づき業務の管理及び確認を行った上で，市はその報告に基づき確認を行う。

２　モニタリングの方法

（１）書類による確認

事業者は，設計・工事監理・施工業務の事業契約等の履行状況を自ら確認の上，下表に示す書類について作成し，それぞれの提出時期までに市に提出して確認を受ける。

なお，下表に示す書類以外で要求水準書に示す書類は別途，市に提出することとする。また，その他必要とされる資料についても，市に提出して確認を受けるものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No | 提出書類 | 提出時期 |
| 1 | 設計工程表（建築設計業務，道路設計業務） | 設計着手時 |
| 2 | 設計図書（建築設計業務，道路設計業務） | 設計完了時 |
| 3 | 施工計画書（建設業務，解体・撤去業務） | 工事着手前 |
| 4 | 工事監理計画書 | 工事着手前 |
| 5 | 工事監理業務報告書 | 工事期間中（毎月） |
| 6 | 工事履行報告書 ※工事写真を添付 | 工事期間中（毎月） |
| 7 | 出来形及び出来高報告書 | 工期中年度ごとに設計に係る部分は４回，工事に係る部分は２回を上限 |
| 8 | 各種試験計画書及び試運転計画書 | 各試験着手前 |
| 9 | 各種試験報告書及び試運転報告書 | 各試験完了後 |
| 10 | 完成図（建設業務，解体・撤去業務） | 工事完了時 |
| 11 | その他 必要とされる資料 | 随時 |

（２）現地における確認

市は，以下のような場合等で施工の各段階で必要と認めるときには，事業者の業務内容が，要求水準書等に準じているかの確認を行う。

①　完成確認及び完成検査時点において要求水準書等を満たしていることの確認が極めて困難である場合

②　完成確認及び完成検査時点において要求水準書等を満たしていない場合にその是正を行うことが経済的・時間的・技術的に極めて困難である場合

③　施工品質を確保する上で特に重要な場合

なお，市が現地確認を行う場合には，事業者は立ち会うものとする。

また，その際，市は必要に応じて，施工部分を最小限度破壊し，品質及び性能の確認を行う。その確認又は復旧に係る費用は，事業者の負担とする。

３　モニタリングの手順・内容

設計・工事監理・施工業務のモニタリングの手順及び市と事業者の作業内容は，下表に示すとおりである。

ただし，モニタリング方法についての詳細は，モニタリング計画書において確定する。

設計・建設等業務のモニタリングの手順・内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No | 事業者 | 市 |
| １ | ・設計の着手にあたり，設計工程表を市へ提出する。 | ・事業者と協議し，内容を確認して承諾する。 |
| ２ | ・設計図書一式の作成を行い，市へ提出する。 | ・事業契約書，要求水準書等に基づき設計していることについて，事業者と協議し，内容を確認して承諾する。 |
| ３ | ・設計完了後，設計図書等を市へ提出する。 | ・完了確認を行う。 |
| ４ | ・工事の実施にあたり，施工計画書の作成を行い，市へ提出する。 | ・事業者と協議し，内容を確認して承諾する。・各種許認可の取得状況等を確認して承諾する。 |
| ５ | ・工事監理及び施工状況の報告として，工事監理業務報告書及び工事履行報告書を毎月作成し，市へ提出する。 | ・内容を確認し，必要に応じて事業者と協議する。・事業者が行う工程会議へ出席するとともに，随時，工事現場での施工状況の内容を確認して承諾する。 |
| ６ | ・施工図を作成し，市へ提出する。 | ・事業者と協議し，内容を確認して承諾する。 |
| ７ | ・工事に係る各種試験又は検査，試運転が実施される場合，事前に各種試験計画書，試運転計画書を策定し，市の承諾を得る。試験若しくは検査又は試運転の実施後には，各種試験報告書又は試運転報告書を市に提出する。 | ・当該試験又は検査に立ち会う。・各種試験計画書，試運転計画書，試験報告書，試運転報告書等の内容を確認して承諾する。 |
| ８ | ・部分払いが必要な場合は，出来形及び出来高報告書を作成し，市に提出する。 | ・部分払に必要な検査（出来形及び出来高の確認）を行う。 |
| ９ | ・工事完成後，完成図及び完成届を作成し，必要な書類を添えて，市へ提出する。 | ・完成確認及び完成検査を行う。 |

４　要求水準を満たしていない場合の措置

（１）注意

市は，モニタリングの結果，事業契約等に従って設計・建設等業務が履行されていないと判断した場合，口頭又は文書により事業者に対して注意することができ，事業者はこれに従い改善を行うものとする。当該注意を行っても改善の見込みがない場合は，市は文書による厳重注意を行うものとする。

（２）改善勧告

市は，厳重注意を行っても改善の見込みがないと判断した場合，相当な猶予期間を定めて，事業者に対して改善勧告をすることができ，事業者はこれに従うものとする。また，事業者の責めにより対価の支払いが遅れた場合に生じる一切の損失は，事業者が負うこととする。

（３）契約解除

市は，改善勧告を行っても改善の見込みがないと判断した場合，再度の改善勧告を行い，これによっても改善の見込みがない場合は，契約の全部又は一部を解除することができるものとする。また，予定工期中の施設完成が不可能と見込まれる等相応の理由がある場合においても同様に，市は契約の全部又は一部を解除することができるものとする。